

## 平成27年第3回幸田町議会定例会会議録（第1号）

### 議事日程

平成27年9月4日（金曜日）午前9時05分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第2号 財政健全化判断比率等について
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
第47号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
第48号議案 教育委員会委員の任命について
- 日程第6 第49号議案 幸田町基本構想について  
第50号議案 幸田町職員の再任用に関する一部改正について  
第51号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について  
第52号議案 幸田町個人情報保護条例の一部改正について  
第53号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について  
第54号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
第55号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について  
第56号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
第57号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について  
第58号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について  
第59号議案 岡崎市及び幸田町における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置について  
第60号議案 岡崎市斎場の利用に係る事務の委託の廃止に関する協議について  
第61号議案 財産の取得について（学校コンピュータ）  
第62号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳入全部、歳出15款・55款・70款・、第2条  
第63号議案 平成27年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）  
第64号議案 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
第65号議案 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
第66号議案 平成27年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
第67号議案 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）  
第68号議案 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
第69号議案 平成27年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
認定第1号 平成26年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 平成26年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第3号 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第4号 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第5号 平成26年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第6号 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第7号 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第8号 平成26年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 認定第9号 平成26年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第7 決算審査意見の報告

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- |            |           |            |
|------------|-----------|------------|
| 1番 足立初雄君   | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君   |
| 4番 鈴木重一君   | 5番 杉浦あきら君 | 6番 志賀恒男君   |
| 7番 鈴木雅史君   | 8番 中根久治君  | 9番 酒向弘康君   |
| 10番 大嶽弘君   | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君  |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 水野千代子君 |
| 16番 浅井武光君  |           |            |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- |                  |        |                  |        |
|------------------|--------|------------------|--------|
| 町長               | 大須賀一誠君 | 副町長              | 成瀬敦君   |
| 教育長              | 小野伸之君  | 企画部長             | 大竹広行君  |
| 総務部長             | 山本富雄君  | 住民こども部長          | 山本茂樹君  |
| 健康福祉部長           | 大澤正君   | 環境経済部長           | 清水宏君   |
| 建設部長             | 近藤学君   | 教育部長             | 小野浩史君  |
| 消防長              | 壁谷弘志君  | 企業立地監            | 志賀幸弘君  |
| 企画部次長兼<br>企画政策課長 | 林敏幸君   | 総務部次長兼<br>税務課長   | 平松寛昭君  |
| 健康福祉部次長兼<br>福祉課長 | 山下明美君  | 環境経済部次長兼<br>水道課長 | 伊澤正美君  |
| 建設部次長兼<br>区画整理課長 | 伊澤勝一君  | 教育部次長兼<br>学校教育課長 | 羽根淵闘志君 |
| 消防次長兼<br>消防署長    | 本田稔君   | 会計管理者兼<br>出納室長   | 牧野洋司君  |
| 代表監査委員           | 山下力君   |                  |        |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 桐戸博康君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第3回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、報告案件1件、人事案件3件、単行議案13件、平成27年度補正予算8件並びに平成26年度決算認定9件、合わせて34件の重要な案件が提出されております。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の付託に応えるべき努力したいと思うところであります。議員各位に慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

9月に入りまして、朝晩涼しさを感じる今日このごろであります。今年の夏は珍しい夏で温度差の激しい夏ということです。秋雨前線がいたずらで不安定な日が続いておりますが、季節の変わり目でもあり、皆様にはくれぐれも御自愛くださいませ。議会に臨んでいただきたいと思っております。重ねてお願い申し上げます。開会に当たり御挨拶いたします。

お諮りします。

本日、議場内において三河湾ネットワーク株式会社が、取材で議場内のカメラ撮影をされます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成27年第3回幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かと御多用の中、早朝より御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、議員各位の皆様方におかれましては、平素から町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、あわせて厚く御礼を申し上げます。

今年の夏は大変暑い日が続いておりましたが、ここ数日は朝夕とも急に気温が下がってくるなど気温の変化が激しくなっておりますが、議員の皆様方におかれましては体調管理に十分御配慮していただきますようお願いいたします。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、報告議案1件、人事案件3件、単行議案13件、補正予算8件、そして決算認定9件、合わせて34件でございます。後ほど提案理由とその概要につきましては説明申し上げますが、いずれもこれからの町政を進めるにおいて重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議の上、

御可決、御承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。なお、一般質問につきましては、9人の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政を進める上で重要な問題ばかりでございますので、真摯に受けとめ、誠意を持って対応させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、1点御報告、連絡をさせていただきます。

明日の9月5日でございます。土曜日、午前9時から幸田町総合防災訓練が開催されます。訓練参加機関が48機関、約450人の参加を得て、総合的かつ実践的な防災訓練を実施いたします。議員各位におかれましても御臨席いただきますよう、お願いを申し上げます。

以上、定例会開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、平成27年第3回幸田町議会定例会は成立いたします。よって、これより開会をいたします。

開会 午前 9時5分

○議長（浅井武光君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者及び監査委員は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時05分

○議長（浅井武光君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を13番 丸山千代子君、14番 伊藤宗次君の御両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月30日までの27日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月30日までの27日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程表のとおりでありますから、御了承願います。

---

### 日程第3

○議長（浅井武光君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査5月分、6月分、7月分の3件、定期監査1件、財政援助団体等監査1件であります。これは、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情などは、お手元に印刷配付のとおり陳情が7件あります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第3号から陳情第9号までの7件を総務教育委員会に付託します。

以上をもって、諸報告を終わります。

---

### 日程第4

○議長（浅井武光君） 日程第4、報告第2号 財政健全化判断比率等について、報告を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第2号 財政健全化判断比率等についてを説明させていただきます。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、監査委員の意見を付して報告させていただくものであります。

2ページをお願いいたします。

まず、1の健全化判断比率の4つの指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては黒字となりましたので、数値は計上されておられません。

次に、実質公債費比率は過去3年間の平均値であり、本年度は7.7%で前年度比0.8%の減となり、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、将来負担額以上に積立基金等の充当可能財源がありますので、昨年同様数値は計上されませんでした。

また、2の公営企業の資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の3会計全てにおいて黒字となり、数値が計上されませんでした。

先ほど説明させていただきました、健全化判断比率の4つの指標のうち、数値が1つでも基準を上回りますと早期健全化計画等の作成が義務づけられますが、本町におきましては全て基準値以下でございます。なお、各比率の明細につきましては、議案関係資料の1ページから4ページをごらんいただきたいと思います。

以上、報告させていただきます。よろしく願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時16分

再開 午前 9時34分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

これをもって、報告第2号を終わります。

日程第5

○議長（浅井武光君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、第47号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、第48号議案 教育委員会委員の任命について、以上の3件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書の5ページをお願いいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

議案書の6ページをお開きいただきたいと存じます。

今回、三浦敏男委員、山田和代委員及び天野信行委員の3名が、平成27年12月31日をもって任期満了となりますので、三浦敏男氏、宇都野昭男氏及び都築民子氏の3氏を新たに人権擁護委員として推薦するものでございます。任期は平成28年1月1日から3年間でございます。

三浦敏男氏につきましては、幸田町大字深溝字西ノ入10番地、昭和18年12月15日生まれ、71歳であります。三浦氏は引き続き4期目の推薦となりますが、現在は岡崎人権擁護委員協議会の会長として、また愛知県人権擁護委員連合会の理事として岡崎、幸田並びに県下の人権擁護活動の推進に尽力をいただいているところでございます。人格も高潔で人柄もよく、引き続き委員として推薦するものでございます。

続きまして、宇都野昭男氏は幸田町大字芦谷字北屋敷34番地、昭和21年7月30日生まれ、69歳でございます。宇都野氏は長年にわたり金融機関に勤められ、平成26年度の芦谷区長として区行政の発展に御尽力され、現在は社会福祉法人の幸田町社会福祉協議会の理事を務められております。人格も高潔で人柄もよく、委員としての活躍を期待し、推薦するものでございます。

続きまして、都築民子氏につきましては、幸田町大字菱池字新田62番地、昭和24年8月9日生まれ、66歳でございます。都築氏は長年にわたり教職員として御活躍され、また民生委員、児童委員を6年間、青少年健全育成地域推進員などを歴任され、教育、社会福祉活動に精通されており、人格も高潔で人柄もよく、委員としての活躍を期待し、推薦するものでございます。

議案関係資料につきましては5ページから11ページでありますので、御参照いただきたいと思っております。

続きまして、人事案件第47号及び48号の議案へまいりたいと思っております。

第47号議案、議案書の7ページでございます。第47号議案 幸田町固定資産評価委員会の委員の選任についてでございます。

小林常男委員が平成27年12月31日で任期満了となることに伴いまして、その後任の委員を選任する必要があるためでございます。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

伊藤学氏、幸田町大字菱池字桜坂14番地8、昭和41年11月19日生まれの48歳を地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。任期は平成28年1月1日から3年間でございます。伊藤氏につきましては、昭和57年に中部電力株式会社に就職されまして、現在は岡崎支店に勤務されておられまして、用地だとか配電関係の地理に非常に精通している方だということでございます。また、平成27年度は桜坂区長としての地域の自治に貢献されております。区長経験を生かし若いながらも公正中立な判断ができる方ということとともに、納税者としての固定資産評価への信頼を確保する視点において適任者と考えております。

議案関係資料につきましては12ページから13ページですので、御参照いただきたいと存じます。

次に、第48号議案 教育委員会委員の任命についてでございます。

尾中明委員が平成27年9月30日で任期満了となるため、その後任の委員に中根晃氏に係る同意を、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により求めるものでございます。任期は平成27年10月1日から2年6カ月間でございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと存じます。

中根晃氏は、幸田町大字芦谷字斧鍬36番地2、昭和20年12月26日生まれの69歳でございます。中根氏につきましては、大学卒業後、岡崎市立矢作西小学校を初め赴任された小中学校において児童生徒の指導、育成に当たられ、平成14年度からは幸田町立深溝小学校教頭、平成15年度からは同校校長として本町の教育振興に御尽力いただきました。こうした経験から、またお人柄も高潔にして温厚であり、今後の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただける方として適任者であると考えております。

なお、議案関係資料につきましては、15ページから17ページでございます。

以上、3件につきまして提案理由の説明をさせていただきました。御審議の上、御可決、承認、同意を賜りますようお願いを申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、諮問第1号の質疑を許します。

ありませんか。

以上で、諮問第1号の質疑を打ち切ります。

次に、第47号議案の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 固定資産審査委員会委員の関係につきまして、基本的には学区持ち回りで、学区内における行政区の持ち回り、こういう状況が私は長年続いてきたわけですが、今回もそういう慣例、慣行に従っての人選なのかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 地元のほうでの推薦ということではいただいております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 地元責任転嫁、地元を選んでくれと言ったのは、あなた方でしょ。じゃあ、その地元というのは学区の持ち回りでしょ。それとも、あなた、例えば6学区としますよね、6学区をすべからず、ひとつ審査委員会の人選をお願いしますわって全部学区に行ったのか。そうしたら6人が手を挙げたらどうするんだ。そうやって隠蔽するような形でやるんじゃないということなんだ。学区持ち回りの上で今度は荻谷学区でひとつ人選してくださいよと。荻谷学区については、幸田区の方が任期満了を迎えますので、幸田区以外の方をお願いしますよと、こういうことでしょ。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、言われましたように、学区の方にはお願いはしておりますが、どこの区でということでのお願いはしてはおりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 追及されると、そうですわと言っておきながら大もとは外しちゃうわけだ。地元からといたら、先ほど申し上げたように、あなた方はフリーハンドで地元で全部頼んできたのかといたら、そうではないでしょうが。今度の順番は引き続き荻谷学区をお願いしますよと。荻谷学区の中で誰かかれかというのは介入に当たるかもしれないので、学区のほうでよろしく人選をお願いします。こういう流れでしょ。なぜ素直に認めないの。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 言われるように、もちろんオールフリーでの依頼となりますと、なかなか人選も難しいということもございますので、過去の経過そういったものを説明させていただきまして、お願いをしているということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長は、この方については中電の関係で用地、配電関係に精通をしておりますよと、こういう説明でありましたね。そうしたときに、履歴書の最後の段だけ、達筆なもので私は能がないものでなかなか読みにくいなというふうに思うわけですが、中部電力株式会社岡崎支店と、岡崎営業所まではわかるが、何々副長というところのその関係がちょっとわからないわけなのでね。やっぱりそういう点でいけば自分の経歴ですので、やっぱり基本的には誰が見てもわかるような内容で書いていただきたいという、これは人それぞれのあれによって必ずしもそうではない。しかし、これはよくわからないなと思うので、どういうことなのかきちんと説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 配電運営課の副長でございます。



○議長（浅井武光君） ほかにありませんか。

以上で、第47号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第48号議案の質疑を許します。

ありませんか。

以上をもって、第48号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号、第47号議案、第48号議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております3議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論はありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立によって行います。

まず、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての原案に異議なしの旨答申するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号議案は、原案に異議なしの旨答申することに決定いたしました。

次に、第47号議案 幸田町固定資産評価委員会委員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第47号議案は原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、第48号議案 教育委員会の委員の任命についてを原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第48号議案は原案どおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

---

再開 午前 9時53分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時54分

---

再開 午前10時04分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

---

日程第6

○議長（浅井武光君） 日程第6、第49号議案から認定議案第9号までの30件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案の第49号議案から61号議案までの13件について、まず提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の11ページをでございます。

第49号議案「幸田町基本構想について」でございます。これにつきましては、平成17年9月30日議決の幸田町基本構想を変更するものでございます。

提案理由といたしましては、幸田町総合計画策定条例第4条第2項の規定に基づき必要があるからであります。幸田町基本構想は、町政の最高理念として目指すべき将来像及び基本目標を示すものであります。

「幸田町基本構想」につきましては、議案書12ページから13ページの第1章から第4章となります。第1章は、目標年度を10年後の2025年度とするものであります。第2章は将来人口規模、第3章はまちづくりの理念と将来像、第4章はまちづくりの基本目標とするものであります。そして、これらをもとに10年後の2025年度の新たな幸田町を見据え、総合的で計画的な行政運営を図るため、定めるものであります。

議案関係資料は、18ページから19ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きます、15ページでございます。

第50号議案「幸田町職員の再任用に関する条例の一部改正について」でございます。

提案理由につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書 19 ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う引用条項の整理をするものでございます。施行期日は、平成 27 年 10 月 1 日からでございます。

議案関係資料は、20 ページ、21 ページとなりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書 17 ページでございます。

第 51 号議案「幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」でございます。

提案理由といたしましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

議案書 18 ページをお開きいただきたいと思います。

改正の概要につきましては、本条例は、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償を定めるもので、今回、障害共済年金が障害厚生年金に、遺族共済年金が遺族厚生年金に一元化されることに伴う改正をするものでございます。なお、改正箇所に関係する公務災害補償の支給実績はございません。

施行期日は、平成 27 年 10 月 1 日からでございます。

議案関係資料は、22 ページから 24 ページとなりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の 19 ページでございます。第 52 号議案「幸田町個人情報保護条例の一部改正について」でございます。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。今回の改正は、特定個人情報の取り扱いにつきまして、個人情報より厳格な保護措置を講ずる必要があるため、番号法の規定に準じて所要の整理等を行うものでございます。

次に、議案書の 20 ページをお願いいたします。

この条例は、町の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を定めるとともに、町における個人情報の適正な取り扱いの確保を図ることにより、個人の権利利益の保護を目的とするものでございます。改正の概要につきましては、番号法施行に伴い、第 2 条の用語の定義に「特定個人情報」と「情報提供等記録」を追加し、第 8 条で、特定個人情報を除く「個人情報の利用及び提供の制限」を規定し、第 8 条の 2 及び 8 条の 3 で「特定個人情報の利用及び提供」について新たに定めるものがあります。また、第 15 条第 2 項、第 16 条第 2 項、第 17 条第 7 号の改正では、特定個人情報について、法定代理人以外の委任による代理人の訂正、利用停止請求を認めるものであります。第 7 条から第 8 条まで、第 11 条と第 14 条第 3 号では、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が地方自治体に適用されないため、それとの整合を図る改正を行うものであります。

施行期日につきましては、平成 27 年 10 月 5 日、情報提供等記録の部分につきましては、政令で定める日でございます。

議案関係資料は、25ページから33ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、議案書の25ページをお願いいたします。

第53号議案「幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」でございます。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。個人番号は、社会保障、税及び災害について、法の別表で定められた事務、または地方公共団体が条例で規定する事務に限り利用及び特定個人情報を提供できるとされており、さらなる行政運営の効率化を図るとともに、町民の利便性の向上を図るため、本条例を制定するものでございます。

議案書26ページをお開きください。

制定の概要につきましては、番号法に規定する利用範囲のほかに、社会保障またはこれに類する分野の事務について個人番号を利用する「独自利用事務」を別表1で定めるもの、そして番号法別表に掲げる事務及び独自利用事務を行う際に、手続の簡素化を図るため、町の執行機関内で、個人番号とひもづけられた特定個人情報を授受する「庁内連携事務」を別表2で定めるもの、同じく、町の執行機関の間で特定個人情報を提供する「機関連携」を別表3で定めるものでございます。

施行期日につきましては、平成28年1月1日からでございます。

議案関係資料は、34ページでございます。御参照いただきたいと存じます。

続きまして、議案書31ページの第54号議案「幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」でございます。提案理由といたしましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

議案書32ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、障害共済年金が障害厚生年金に、遺族共済年金が遺族厚生年金に一元化されることに伴いまして、引用条項の整理及びその他字句の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、平成27年10月1日からでございます。

議案関係資料は、35ページから38ページとなりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、第55号議案、35ページでございます。「幸田町手数料徴収条例の一部改正について」でございます。提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、必要があるからでございます。

議案書36ページをお開きいただきたいと存じます。

改正の主な概要につきましては、いわゆる番号法の施行により国民一人一人に12桁の「個人番号」が付番され、全ての町民に通知カードが10月5日以降、順次交付されることとなります。この通知カードを紛失した場合などに、再発行を希望される方は、

有料で再交付することができるかとされており。この関係で第1条といたしまして、別表第1の住民基本台帳カードの交付手数料の項の次に「通知カードの再交付手数料」1件500円を加えるものであります。また、希望する本人からの申請により、顔写真付の「個人番号カード」が平成28年1月1日から交付されることとなります。この個人番号カードは、従来までの住民基本台帳カードにかわるものとなりますが、この個人番号カードを紛失した場合などに、再交付を希望される方には、有料で再交付することができるかとされています。この関係で第2条といたしまして、別表第1の「住民基本台帳カードの交付手数料1件500円」を「個人番号カードの再交付手数料1件800円」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、第1条の通知カードの再交付手数料に係る規定につきましては、平成27年10月5日、第2条の個人番号カードの再交付手数料に係る規定につきましては、平成28年1月1日でございます。

議案関係資料は、39ページから41ページでございます。御参照いただきたいと存じます。

続きまして、第56号議案、議案書の37ページでございます。お願いいたします。「幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」でございます。

提案理由といたしましては、「里住民広場」を廃止することに伴い、必要があるからであります。

議案書の38ページでございます。

改正の主な概要につきましては、別表中の「里住民広場」に関する規定を削るものであります。主な内容といたしましては、里住民広場は、昭和59年4月に2筆4,873平米を有償で借地し、開設いたしました。以降、地元子ども会がソフトボールの練習場として使用してまいりましたが、本年度に入りまして、地権者から早急な用地の返還を求められまして、やむなく返還をせざるを得ない状況となりました。そして廃止するものでございます。

施行期日につきましては、平成27年10月1日からでございます。

議案関係資料は、42ページから43ページでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、第57号議案、39ページでございます。「幸田町国民健康保険税条例の一部改正について」でございます。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書40ページをお願いいたします。

改正の主な概要につきましては、国民健康保険税の減免に係る申請書の記載事項に個人番号を加えるものであります。

施行期日につきましては、平成28年1月1日からでございます。

議案関係資料は、44ページから45ページでございますので御参照ください。

続きまして、第58号議案、議案書の41ページでございます。「幸田町介護保険条例の一部改正について」でございます。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書 4 2 ページをお願いいたします。

改正の主な概要につきましては、介護保険料の徴収猶予及び減免に係る申請書の記載事項に個人番号を加えるものでございます。

施行期日につきましては、平成 2 8 年 1 月 1 日からでございます。

議案関係資料は、4 6 ページから 4 7 ページでございます。御参照ください。

続きまして、第 5 9 号議案、議案書の 4 3 ページからでございます。「岡崎市及び幸田町における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置について」でございます。

提案理由といたしましては、岡崎市及び幸田町における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織を設置することに伴い、必要があるからであります。

議案書 4 4 ページをお願いいたします。

共同設置する内部組織及び規約の概要につきましては、名称は共同通信課、構成市町は岡崎市及び幸田町、執務場所は岡崎市十王町 2 丁目 9 番地、岡崎市役所内、職員は岡崎市及び幸田町の職員から選任するものであります。その他といたしまして、規約におきまして、予算、決算、監査、職員の身分等について定めるものであります。

施行期日につきましては、平成 3 0 年 4 月 1 日からでございます。

議案関係資料は、4 8 ページでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、第 6 0 号議案、議案書の 4 7 ページでございます。「岡崎市斎場の利用に係る事務の委託の廃止に関する協議について」でございます。

提案理由につきましては、岡崎市斎場の利用に係る事務の委託を廃止することに伴い、必要があるからであります。内容につきましては、現在の岡崎市斎場は、岡崎額田地区広域市町村圏事業として昭和 5 1 年に岡崎市才栗町地内に新築され、供用開始しましたが、平成 2 8 年 6 月 1 日の新斎場供用開始に伴いまして、斎場の利用許可及び使用料の徴収については、新火葬場において直接取り扱うこととしたため、平成 2 8 年 5 月 3 1 日限りで事務の委託を廃止し、当該事務に関する規約を廃止しようとするもので、議会の議決により岡崎市との協議を行おうとするものでございます。

議案関係資料は、4 9 ページから 5 1 ページでございます。よろしく御参照ください。

次に、第 6 1 号議案、議案書の 4 9 ページでございます。「財産の取得について」でございます。財産を取得するため、「幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条」の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、「学習環境整備のためのパソコン取得」に伴い、必要があるからであります。

議案書の 5 0 ページをお願いいたします。

物品名は小学校コンピュータで、物品の概要はデスクトップパソコン 2 4 6 台、プリンター、ソフトウェア等及び設置・調整一式で、納入場所は幸田町地内でございます。契約金額は、3, 1 2 1 万 2, 0 0 0 円でございます。契約の方法は、9 社による指名競争入札を 8 月 6 日に実施し、契約予定者は、豊橋市内張町 5 番地の 2、有限会社東京理

科器、取締役生崎浩でございます。

議案関係資料につきましては、52ページから55ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

以上、単行議案については終わらせていただきます。

それでは、続きまして、補正予算関係について説明させていただきたいと存じます。

別冊の「補正予算関係」をごらんいただきたいと思います。

第62号議案「平成27年度幸田町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ1億7,909万6,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ140億6,909万6,000円とするものでございます。

また、第2条の債務負担行為につきましては、4ページをお開きいただきたいと思います。

消防施設一般事業において、平成28年度から平成29年度に行う、岡崎市幸田町における消防指令業務に係る負担に要する経費2億7,772万2,000円の債務負担をお願いするものでございます。

それでは、主な補正内容を説明させていただきます。

まず、歳入についてでございますけれども、補正予算説明書の8ページをお開きいただきたいと思います。

10款の町税につきましては、個人町民税所得割におきまして、個人所得の増加により、4,000万円を追加し、法人町民税法人税割におきましては、大手企業の国内収益の減少による課税対象所得の減少と申告調整等により、8億6,000万円を減額するものであります。また、固定資産税につきましては、賦課決定に基づき精査するものであります。

次に、45款の分担金及び負担金につきましては、国の制度改正に伴い保育料保護者負担金を追加し、50款、使用料及び手数料から保育所私的契約児施設使用料を減額し、組みかえをするものでございます。

次に、55款の国庫支出金につきましては、国の制度改正に伴い、保育緊急確保事業費補助金を減額し、組みかえとして子ども・子育て支援交付金を新規計上するものであります。

10ページをお願いいたします。

また、国民年金事務費交付金におきましては、システム改修費を追加するものでございます。

次に、60款、県支出金につきましては、放課後児童健全育成事業費等補助金と保育緊急確保事業費補助金を減額し、組みかえとして国庫支出金とあわせ、子ども・子育て支援事業費補助金を新規計上するものであります。

次に、70款、寄附金につきましては、文化振興事業に対する社会教育費寄附金を新規計上するものであります。

次に、75款、繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金を追加し、全体の

調整をするものであります。

次に、80款の繰越金につきましては、予算現額に対し5億692万9,000円の超過となりましたので、その全額を追加するものであります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

まず、15款、総務費につきましては、人件費の補正をお願いしておりますが、内容といたしましては、人事異動に伴うものでございます。総務管理費におきましては、安全対策一般事業で嘱託職員の報酬及び共済費を計上しております。また、徴税費におきましては、税務課の非常勤職員の賃金、そして大手企業の国内収益の減少による課税対象所得の減少と申告調整等により、町税還付金を追加するものであります。

次に、14ページをお願いいたします。

次に、20款の民生費につきましては、社会福祉費におきまして、国民健康保険特別会計への繰出金を追加し、国の制度改正に伴う国民年金システム改修のための委託料を新規計上するものであります。

次に、25款、衛生費につきましては、保健衛生費におきまして、嘱託職員の報酬を新規計上するものであります。

次に、35款、農林水産業費につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

次に、45款の土木費につきましては、土木管理費におきまして、嘱託職員の報酬及び共済費を追加し、続いて16ページをお開きいただきたいと思います。道路橋梁費につきましては、嘱託職員の報酬を新規計上し、共済費及び賃金を追加するものでございます。都市計画費におきましては、幸田駅前土地区画整理事業特別会計及び下水道事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

次に、55款の教育費につきましては、社会教育費におきまして、嘱託職員の報酬及び共済費を追加するものであります。

次に、70款の諸支出金につきましては、普通財産取得費におきまして、土地取得特別会計への繰出金を追加するものであります。

以上が、平成27年度幸田町一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、第63号議案「平成27年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）」について説明をさせていただきます。

補正予算書19ページでございます。

歳入歳出それぞれ2,146万4,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ4,426万5,000円とするものであります。

補正予算説明書の26ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金と前年度繰越金を追加するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書28ページをお願いいたします。

公共用地の先行取得のため、三ヶ根駅前用地購入費を追加するものでございます。

次に、第64号議案「平成27年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1



号) 」につきましては、補正予算書の31ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出それぞれ3,494万4,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ37億2,570万1,000円とするものでございます。

補正予算説明書38ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、歳出の総務費の増加による事務費繰入金を、また金額の確定による前年度繰越金をそれぞれ追加し、収支調整のため財政調整基金繰入金を減額するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書40ページをお開きいただきたいと存じますが、総務費におきまして非常勤職員の賃金を追加し、諸支出金におきましては、過年度分の精算により、国庫支出金等還付金を追加するものでございます。

続きまして、第65号議案であります。「平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」でございます。

補正予算書の43ページでございます。

歳入歳出それぞれ99万8,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億1,067万4,000円とするものであります。

補正予算説明書の50ページをお願いいたします。

歳入といたしましては、金額の確定により保険料繰越金を減額するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書の52ページをお願いいたします。

保険料繰越金の減少により、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

続きまして、第66号議案「平成27年度幸田町介護保険特別会計補正予算(第1号)」でございます。

補正予算書の55ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ2,838万8,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ17億7,313万4,000円とするものでございます。

補正予算説明書の62ページをお願いいたします。

歳入につきましては、前年度繰越金を追加し、介護給付費準備基金繰入金の減額で全体を調整するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書64ページをお開きください。

諸支出金につきましては、過年度精算に基づく国庫支出金等の返還金を追加するものであります。

続きまして、第67号議案「平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)」でございます。

補正予算書の67ページをお願いいたします。

今回の補正は歳入のみでありまして、歳入歳出の予算総額に変更はございません。

補正予算説明書につきましては、70ページをお開きいただきたいと存じます。

補正の内容といたしましては、前年度繰越金を追加し、一般会計からの繰入金を同額減額するものでございます。

続きまして、第68号議案「平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)」でございます。

補正予算書73ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の補正は歳入のみであり、歳入歳出の予算総額に変更はございません。

補正予算説明書につきましては、76ページをお開きいただきたいと存じますが、補正の内容といたしましては前年度の繰越金を追加し、一般会計からの繰入金を同額減額するものであります。

続きまして、第69号議案でございます。「平成27年度幸田町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」でございます。

補正予算書の79ページをお願いいたします。

今回の補正は歳入のみでございます、歳入歳出の予算総額に変更はございません。

補正予算説明書につきましては、82ページをお開きいただきたいと存じます。

補正の内容につきましては、前年度の繰越金を追加し、一般会計からの繰入金を同額減額するものでございます。

以上で、補正予算につきましては終わらせていただきます。

それでは、さらに続きまして、認定議案に入ってまいりたいと思います。認定第1号から認定第9号までの決算認定につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、本議会の認定に付するものでございます。一般会計から順次説明申し上げます。別冊の「平成26年度愛知県額田郡幸田町各会計決算書」及び「平成26年度決算に係る主要な施策の成果の説明書」をごらんいただきたいと存じます。

まず、認定第1号「平成26年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について」でございます。詳細につきましては、決算書及び主要な施策の成果の説明書のとおりでございます。

決算書178ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入決算総額137億3,530万円、歳出決算総額129億1,223万3,000円で、差引額8億2,306万7,000円となりました。平成26年度につきましては、繰越明許費による翌年度へ繰越すべき財源が213万8,000円でありましたので、実質収支額につきましては8億2,092万9,000円となっております。

決算額の増減の大きな費目につきまして、今から説明をさせていただきます。

初めに、歳入についてであります。決算書の18ページから67ページ、並びに主要な施策の成果の説明書の21ページからをごらんいただきたいと存じます。

平成26年度の税込総額は、92億9,988万1,000円で、前年度比7億6,160万4,000円(8.9%)の増収となりました。

決算書18ページからをお願いいたします。

まず、10款の町税では、町民税個人分が納税義務者数と株式等譲渡所得の増加等により、前年度比8,577万2,000円(3.9%)の増収、法人分につきましては、経済政策や円安等の影響により企業収益が改善し、前年度比6億4,130万8,000円(45.6%)の増収となりました。町民税全体では、44億5,052万8,000円で、前年度比7億2,708万(19.5%)の増収となりました。固定資産税につき

ましては、土地と家屋分は相見地区を始め、新築家屋の増加により6,666万3,000円(2.6%)の増収となりました。償却資産分につきましては、設備投資の減少から2,893万4,000円(1.8%)の減収となり、固定資産税全体では41億9,407万9,000円で、前年度比3,775万8,000円(0.9%)の増収となりました。そのほか、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税につきましても、総額で6億5,527万4,000円となり、323万4,000円の減収となりました。

次は、20ページからお願いいたします。

次に、15款の地方譲与税につきましては、1億2,735万5,000円で、地方揮発油譲与税等の減により、前年度に比べ3.3%の減となりました。

次に、22ページでございます。

20款の利子割交付金から、26ページにわたります33款の地方特例交付金までの各種交付金につきましては、景気の回復による配当割交付金の増加と、消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増加により、交付額総額で6億6,019万8,000円となり、前年度に比べ、4,166万8,000円の増加となりました。

次に、26ページをお願いいたします。

35款の地方交付税につきましては、全額が特別交付税で経済危機対策などにより、3,134万円が交付されました。

28ページをお願いいたします。

40款の交通安全対策特別交付金につきましては504万4,000円で、前年度に比べ11.1%の減となりました。

45款の分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金と養護老人ホームの入所に係る本人及び扶養義務者負担金が主なもので、決算額といたしましては2億1,289万6,000円で、保育料保護者負担金の増により、前年度に比べ4.5%の増となりました。

50款、使用料及び手数料につきましては、じん芥処理手数料、公営住宅使用料、駐車場使用料が主なもので、決算額といたしましては2億2,507万円で、じん芥処理手数料の減少などにより、前年度に比べ0.4%の減となりました。

次は、34ページからお願いいたします。

55款の国庫支出金につきましては10億3,530万円で、前年度比6.5%の減となりました。主な要因としましては、地域の元気交付金の減によるものであります。

次に、38ページからをお願いいたします。

60款の県支出金につきましては、6億6,943万9,000円で、8.4%の増となりました。主な要因は、子育て支援減税手当給付事業費補助金の増によるものであります。

46ページからをお願いいたします。

65款財産収入につきましては3,244万5,000円で、45.0%の大幅な減となりました。主な要因は、不動産売払収入の減によるものでございます。

次は、48ページからをお願いいたします。

70款の寄附金につきましては296万円で、合併60周年寄附金や文化振興事業等

のための指定寄附採納分でございます。

次に、52ページからをお願いいたします。

75款の繰入金につきましては、1億4,138万8,000円で、前年度比202.3%の大幅な増となりました。その要因といたしましては、土地取得特別会計と財政調整基金からの繰入金の大幅な増があったためでございます。

次に、54ページからをお願いいたします。

80款の繰越金につきましては、7億4,548万9,000円となりまして、前年度比2.5%の減となりました。

85款の諸収入につきましては、預託回収金、保育所、小中学校の給食費実費徴収金など、他の費目に属さない収入金で、決算額としましては5億649万5,000円で、損害賠償和解金の増により、前年度に比べ6.0%の増となりました。

次は66ページからをお願いいたします。

90款町債につきましては、4,000万円で、大草保育園駐車場整備のための借入れを行ったものであります。

次に、歳出につきまして、主なものにつきまして説明を申し上げたいと思います。歳出につきましては、その概要を性質別に説明させていただきたいと思いますので、主要な施策の成果の説明書の14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

まず、性質別の義務的経費であります。人件費は全体で31億4,071万2,000円となりまして、1.5%の増で、ほぼ前年並みということでございます。扶助費につきましては、18億5,332万円で、13.7%の増となりました。これは、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、障害者福祉サービス費等の増加により増額となったことによるものでございます。

公債費につきましては、12億7,703万5,000円で、4.9%の増となりました。これは、償還元金の増加によるものであります。

次に、物件費は、21億9,517万6,000円で、11.6%の増となりました。これは、基幹系業務システム再構築委託業務の増が主な要因となっております。

次に、維持補修費につきましては、2億4,852万4,000円で、0.5%の増となり、補助費等につきましては町税還付金の増加等によりまして14億8,016万6,000円で、9.9%の増となりました。

次に、積立金につきましては、5億965万円で、60.5%の増となりました。これは教育施設整備基金への積み立てを行ったことによるものでございます。

次に、普通建設事業につきましては8億1,062万5,000円で、前年度比23.7%の減となりました。主なものとしましては、国庫補助事業分として、中央小学校地震補強・大規模改造、横落住宅外壁断熱化等整備、町道長嶺1号線舗装、里前・沢渡公園トイレバリアフリー化などを実施いたしました。また、国庫補助事業以外の単独事業では、岡崎市一般廃棄物中間処理施設建設費負担金、大草保育園駐車場拡張用地取得及び整備、斎場建設負担金、芦谷住民広場用地取得などを実施いたしました。

また、次世代産業創出事業で1,738万5,000円、プレミアム付商品券事業で2,600万円を、平成27年度へ繰越明許いたしました。

最後に、財政指標につきまして説明いたします。

主な施策の成果の説明書の18ページをお開きいただきたいと思います。

まず、単年度の財政力指数であります。分子であります基準財政収入額の増加によりまして、1.04から1.22となり、0.18ポイントの上昇となりました。経常収支比率につきましては、84.7%から82.0%となり、2.7ポイント改善いたしました。その要因といたしましては、分母である経常一般財源が、景気の回復による税収の増により増加したことが主な要因であります。一般的に適正と言われる80%に近い数値となってまいりました。実質公債費比率は、8.5%から7.7%と0.8ポイントの減少となりました。これは、分母である標準財政規模が、12億4,000万円ほど増加したことなどにより改善したものでございます。

以上、一般会計の決算概要でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時51分

---

再開 午前11時01分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、引き続きまして、認定第2号「平成26年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」説明を申し上げます。

決算書の181ページから198ページ、並びに主要な施策の成果の説明書131ページからをござんいただきたいと存じます。

歳入決算総額は8,061万円、歳出決算総額は6,015万8,000円で、差引額2,045万2,000円でございます。

歳入につきましては、芦谷地内での用地売り払いなどの財産収入が主なもので、前年度対比14.7%の減となりました。歳出につきましては、公共用地の先行取得はなく、一般会計への繰出金が主なものでございます。

次に、認定第3号「平成26年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

決算書の201ページから246ページ、並びに主要な施策の成果の説明書143ページからをござんいただきたいと存じます。

歳入決算総額32億8,768万8,000円、歳出決算総額32億124万9,000円で、差引額8,643万9,000円でございます。

歳入につきましては、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金の増加などによりまして、歳入総額で前年度対比1億3,516万6,000円（4.3%）の増となりました。歳出につきましては、総務費や療養諸費、後期高齢者支援金の増加などによりまして、歳出総額で前年度対比2億2,200万1,000円（7.5%）の増となりました。

次に、認定第4号「平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

決算書におきましては、249ページから272ページ、施策の成果につきましては161ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入決算総額3億112万5,000円、歳出決算総額3億112万3,000円で、差引額は2,000円となりました。

歳入につきましては、加入者増による保険料の増加や保険基盤安定繰入金金の増加などにより、歳入総額で前年度対比2,989万4,000円(11.0%)の増となりました。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増加などにより、歳出総額で前年度対比3,032万5,000円(11.2%)の増となりました。

次に、認定第5号「平成26年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

決算書の275ページから314ページ、主要な施策の成果につきましては169ページからでございます。

歳入決算総額15億3,884万1,000円、歳出決算総額14億8,223万2,000円で、差引額は5,660万9,000円となりました。

歳入の主な内訳は、被保険者数の増加によりまして、第1号被保険者保険料が3億6,248万3,000円、国県支出金及び社会保険診療報酬支払基金交付金の総額が9億1,840万円、一般会計からの繰入金金が2億3,116万8,000円となりまして、歳入総額で前年度対比9,618万円(6.7%)の増となりました。歳出につきましては、介護保険サービス利用者の増によりまして、増加した介護給付費及び審査支払手数料全体で13億8,608万3,000円、要介護認定に係る経費として1,930万7,000円、一般管理費、賦課徴収事務を合わせて1,676万1,000円、地域支援事業費として4,350万7,000円などとなりまして、歳出総額で前年度対比6,474万7,000円(4.6%)の増となりました。

認定第6号「平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

決算書の317ページから336ページ、施策の成果におきましては183ページでございます。

歳入決算総額2億787万9,000円、歳出決算総額1億9,955万円で、差引額832万9,000円となりました。

歳入につきましては、主な内訳は、都市計画道路整備等に係る国県支出金が6,640万1,000円、一般会計からの繰入金金が1億127万2,000円、繰越金が1,420万4,000円、町債が2,600万円となり、歳入総額で前年度対比7,881万6,000円(27.5%)の減となりました。歳出につきましては、人件費を初めとする総務管理費として1,805万7,000円、移転補償費等の土地区画整理事業費が1億4,228万4,000円、公債費が3,920万9,000円となりまして、歳出総額で前年度対比7,294万1,000円(26.8%)の減となりました。

続きまして、認定第7号「平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決

算認定について」であります。

決算書は339ページから358ページでございます。主要な施策の成果につきましては191ページからをあらんいただきたいと存じます。

歳入決算総額が3億8,069万6,000円、歳出決算総額が3億7,082万4,000円で、差引額が987万2,000円となりました。歳入の主な内訳は、新規加入者39件の受益者分担金が1,701万6,000円、排水処理施設使用料が8,511万円、繰越金が857万円、一般会計からの繰入金が2億7,000万円となり、歳入総額で、前年度対比2,171万4,000円(6.0%)の増となりました。

歳出につきましては、職員1人分の人件費を初めとする総務管理費1,109万4,000円のほか、維持管理費として処理場の施設管理、保守点検委託及び管路等の維持補修を行い、1億9,497万5,000円、公債費が1億6,475万5,000円となり、歳出総額で前年度対比2,041万2,000円(5.8%)の増となりました。

続きまして、認定第8号「平成26年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。

決算書361ページから384ページ、主要な施策の成果につきましては199ページからでございます。

歳入決算総額は7億6,980万3,000円、歳出決算総額は7億5,867万4,000円で、差引額1,112万9,000円となりました。

歳入の主な内訳は、受益者負担金が584万7,000円、下水道使用料が新規接続増加によりまして2億2,627万2,000円、国庫支出金が事業費の増により7,204万円、一般会計からの繰入金が3億7,300万円、町債を7,810万円借り入れしまして、歳入総額で前年度対比8,260万3,000円(12.0%)の増となりました。歳出につきましては、職員5人分の人件費を初めとする総務管理費5,814万1,000円のほか、浄化センター利用に伴う汚水処理費負担金などの維持管理費が1億3,697万5,000円、下水道建設事業費が区画整理地区の整備費の増加によりまして、2億2,427万6,000円、公債費が3億3,928万2,000円となりまして、歳出総額で前年度対比8,601万4,000円(10.4%)の増となりました。

続きまして、認定第9号「平成26年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」でございます。

決算書397ページから439ページ、主要な施策の成果につきましては231ページからでございます。

収益的収入及び支出につきましては、営業収益など8億623万6,000円の収入に対し、営業費用など7億3,083万1,000円を支出した結果、7,540万5,000円の収支差引となりました。なお、損益計算上の当期純利益は6,563万1,000円となりまして、前年度繰越利益剰余金やその他未処分利益剰余金変動額を加え、23億188万6,000円の未処分利益剰余金となりました。このうち、剰余金処分計算書(案)に示したとおり、未処分利益剰余金から22億184万3,000円を資本金に組み入れ、建設改良積立金に5,000万円を積み立て、残高5,004万3,000円を翌年度の繰越利益剰余金として繰り越す予定をしております。また、資本的収入

及び支出につきましては、工事負担金収入等に対し建設改良費等を支出した結果、収支差引1億5,028万4,000円の不足となりまして、これは減債積立金、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上、平成27年第3回幸田町議会定例会に提案いたしました単行議案13件、補正予算8件、決算認定9件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、全議案、可決、承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） これをもって、提案理由の説明を終わりました。

日程第7

○議長（浅井武光君） 日程第7、決算審査意見の報告を行います。山下 力代表監査委員から、決算審査意見の御報告をお願いします。

代表監査委員。

〔代表監査委員 山下 力君 登壇〕

○代表監査委員（山下 力君） 御指名でございますので、報告をさせていただきます。

去る7月27日から8月12日までの実質7日間にわたり行いました、平成26年度の決算審査の結果について申し上げます。

平成26年度幸田町一般会計・各特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況、並びに水道事業会計決算の審査に当たっては、町長から提出された決算書、決算に関する附属書類、証書類及び各課等から提出された資料等を照合し、あわせて関係職員の説明を求め、聴取するとともに、定期監査、例月出納検査等の結果も参考とし、計数の正確性、事務処理の正否、予算執行上の適否等について審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書等はいずれも関係法令等に準拠して作成されており、その計数は正確であり、予算の執行はおおむね適正であると認められました。

審査の総括的意見といたしましては、お手元に配付させていただきました決算審査意見書の18ページ、第6むすびに記載させていただいておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

それでは、その朗読をもって報告にかえさせていただきます。

第6 むすび

平成26年度幸田町一般会計、各特別会計、基金運用状況及び水道事業会計の決算審査の概要は前述のとおりであり、ここに総括的な意見を付して本審査のむすびとする。

平成26年度の決算における一般会計と各特別会計の決算総額は、歳入203億194万円、歳出192億8,604万円で、前年度と比較し、歳入11億6,821万円（6.1%）歳出11億8,007万円（6.5%）とおおの増加となっている。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は10億1,590万円で、翌年度へ繰り越す財源の214万円を差し引いた実質収支は10億1,376万円の黒字、単年度収



支においても896万円の黒字となっている。

一般会計の歳入は、総額137億3,530万円で、前年度と比較し8億9,539万円の増収となっている。町税全体では92億9,988万円、前年度と比較し7億6,160万円(8.9%)の増収となった。

町民税については、法人町民税が景気回復等により前年度と比較して6億4,131万円の増となり、全体で7億2,708万円の増収となっている。固定資産税については、家屋分で新築・増築家屋の増加により4,137万円の増となり、償却資産分においては企業の設備投資の減少により、2,895万円の減となり、全体では3,776万円の増収となっている。

町税以外で増加となった主な科目は、配当割交付金、地方消費税交付金及び繰入金などであった。

一方、減少となった主な科目は、株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金及び国庫支出金などである。なかでも自動車取得税交付金が4,022万円、国庫支出金7,208万円の減少となっている。減少の要因として、自動車取得税交付金については、自動車取得税の税率引き下げとエコカー減税による減、国庫支出金については、地域の元氣臨時交付金、社会資本整備総合交付金の減によるものである。

一般会計の歳出は、総額129億1,223万円で、前年度と比較し8億1,781万円の増加となっている。

主な増減要因を目的別歳出に見ると、減少した費目は、大井池トイレ改築工事の終了により商工費で2,132万円の減、高規格救急車整備の終了に伴い消防費で3,636万円の減少となった。

次に、増加した費目は、電算システム(基幹系業務)再構築、税の過誤納還付金、合併60周年記念事業、衆議院議員選挙等の選挙費などにより総務費で1億9,536万円の増、大草保育園駐車場拡張用地取得・整備、芦谷住民広場用地取得、子育て世帯臨時特例給付金、臨時福祉給付金、県の子育て支援減税手当などにより民生費で2億8,846万円の増、教育施設整備基金積立金等で教育費は2億3,744万円の増などが主なものとなっている。

特別会計全体では、歳入総額65億6,664万円、歳出総額63億7,381万円で歳入2億7,282万円(4.3%)、歳出3億6,226万円(6.0%)おのおの増加となっている。

土地取得特別会計は、歳入1,392万円(14.7%)の減、歳出1,170万円(24.2%)の増加となった。歳入では、一般会計への用地売払い収入が減少し、歳出では、一般会計への繰出金の増加が主な要因となっている。

国民健康保険特別会計は、歳入1億3,517万円(4.3%)、歳出2億2,200万円(7.5%)おのおの増加している。歳入では、国庫支出金、共同事業交付金の増加となったが、療養給付費等交付金、県支出金が減少となった。歳出では、保険給付費が年々増加しているほか、後期高齢者支援金が増加となった。国保加入世帯は20世帯(0.42%)の増、被保険者は101人(1.15%)と減少している。

後期高齢者医療特別会計は、歳入2,989万円(11.0%)、歳出3,032万円

(11.2%)のおおの増加となった。被保険者は124人(3.6%)増加している。介護保険特別会計は、歳入9,618万円(6.7%)、歳出6,475万円(4.6%)のおおの増加となった。現年度賦課人数は7,931人で前年度より350人(4.6%)増加している。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計は、歳入7,882万円(27.5%)、歳出7,294万円(26.8%)のおおの減少となった。平成25年度において社会資本整備総合交付金の繰越明許費があったことが主な要因となっている。

農業集落排水事業特別会計は、歳入2,171万円(6.0%)、歳出2,041万円(5.8%)のおおの増加している。歳入では、受益者分担金、使用料及び繰入金がおおの増加した。歳出では、主に13地区の維持管理費と処理場・管路修繕、公共枿整備を始めとした費用が前年度と比べ11.4%増加している。

下水道事業特別会計は、歳入8,260万円(12.0%)、歳出8,601万円(12.8%)のおおの増加となった。歳入では、新規接続による使用料、国庫補助金が増加となった。区画整理事業による受益者負担金は減少となっている。歳出では、流域関連公共下水道枝線の整備による下水道建設事業費が大幅に増加となった。公債費については、町債の元金償還分が増加し、利子償還分が減少となっている。

未収金については、一般会計、国民健康保険を始めとする5特別会計にわたり、国県支出金を除く収入未済額の総額は4億417万円に達している。前年度と比較して若干の減少が見られるものの、未納者一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応と、悪質未納者に対する厳正な処分、新たな滞納繰越を発生させないため、現年分を重点的に徴収するなど、今後も継続的な取り組みが必要と考える。

水道事業会計は、前年度と比較し、年間総配水量は458万4,000 $m^3$ (98.3%)、年間有収水量は420万9,000 $m^3$ (99.4%)とおおの減少している。総収支比率は109.5%(前年度108.5%)、経常収支比率123.2%(前年度108.6%)、営業収支比率105.2%(前年度108.7%)となっている。供給単価は147.25円(前年度147.15円)、給水原価は145.60円(前年度140.70円)となっている。総収益は17.2%、総費用は16.2%とおおの増加し、最終純利益は1,482万円の増で6,563万円となっている。引き続き清浄にして豊富低廉な水の供給に向け、施設の耐震対策・ライフライン機能強化・サービス向上を含めた総合的な事業の取り組みが必要と考える。

主要な財政指標の状況については、単年度財政力指数が1.22(前年度比0.18ポイント増)。公債費比率は7.8%(前年度比0.5ポイント減)で、年々着実に減少している。今後も起債の抑制を図るとともに、将来的な展望に基づいた計画的な起債に留意されたい。実質収支比率は9.0%(前年度比0.6ポイント増)。経常収支比率は82.0%(前年度比2.7ポイント減)となり、80%を上回っているものの、昨年度より改善され健全性が向上している。財源・資源の有効活用の徹底を基本としながら、経費の節減と事業の効率化に引き続き努められたい。自主財源比率は80.8%(前年度比1.3ポイント増)で、平成22年度以降上昇を続けている。

以上を総括し平成26年度は、法人町民税において、経済政策・円安などの影響によ

る景気の緩やかな回復を背景に企業収益が大幅に増加したことによって、町税全体でも前年度決算額を上回る増収となり、財政指標においても健全性が向上しているなど、リーマンショック前に並ぶ状況と見受けられる決算内容であった。

日本経済は、円安・株高を基調としつつ、景気は緩やかな回復傾向が続いているものの、法人住民税の一部国税化、社会保障関係経費などの義務的経費の増大、さらには消費税率の引き上げが予定されていることなど、本町の行財政運営に関しては、先行き不透明な状況が続くものと見込まれる。国の政策を注視しつつ新たな財源確保に努められるとともに、質の高い住民サービスを持続的に提供するため、事業の計画的な推進を図り、さらなる事務事業の効率化や行財政運営の手法の見直しなど、住民福祉の向上に一層努力されることを望むものである。

平成27年8月12日

幸田町監査委員 山下 力

幸田町監査委員 池田 久男

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

〔代表監査委員 山下 力君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局に提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会といたします。

次は、9月8日火曜日午前9時より再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

1点、ここで御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を11時40分から第1委員会室で開催いたしますので、委員の方は出席をお願いいたします。

以上であります。

御苦勞さまでした。ありがとうございました。

散会 午前11時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成27年9月4日

議 長

議 員

議 員